

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

設置場所 青森県十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3
設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（設置又は変更の許可申請書等、軽微な変更等の届出書に記載すべき事項）

設置又は変更の許可申請書等に記載すべき事項

一般廃棄物処理施設の設置の場所	青森県十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3	
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設（焼却施設）	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	昭和 58 年 3 月 1 日 青環第 1530 号	
処理対象範囲	十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	可燃ごみ
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前 50 t / 日（16 時間 / 日）× 2 基 変更後 75 t / 日（24 時間 / 日）× 2 基
	届出日	昭和 58 年 2 月 16 日 平成 12 年 7 月 27 日

変更の理由	ダイオキシン類削減を主とする排ガス高度処理施設および灰固形化施設整備工事を実施			
処理方式	連続燃焼式			
放流水の水量および水質	無放流			
残灰等の処分方法	埋立（民間最終処分場） 資源化（セメント原料化）			
投入設備	ピットアンドクレーン方式（バケット容量 2.5 m ³ ×2基） 直投式（ピット容量 1,000 m ³ ）			
排煙および排水の処理方法	排煙 バグフィルタ集じん装置		排水 沈でん+中和	
燃焼設備	乾燥ストーカー（ロストル）（1.84m×1.62m）×2基 燃焼ストーカー（ロストル）（1.84m×4.84m）×2基 後燃焼ストーカ（ロストル）（1.84m×0.92m）×2基			
	ストーカー（ロストル）の移動方式	乾燥	揺動階段式	
		燃焼	揺動階段式	
		後燃焼	反転式	
	炉容量	44.74 m ³		
燃焼率	230 kg/m ² /時	炉負荷	137260 kcal/m ² /時	
炉内圧	-10 mm H ₂ O	炉内温度	950℃	
灰処理設備	かき落しの方法	自動	消火方法	水封式
	搬出方法	ピットアンドクレーン方式	灰ピット容量	110 m ³
排煙設備	煙道内圧	-50 mm H ₂ O	煙突内圧	-5 mm H ₂ O
	煙道内温度	200℃	煙突内温度	180℃
	煙道断面積	1 m ²		
	煙突	高さ 50m 内径 1.44m × 1基		
	集じん方法	バグフィルタ集じん		
	排ガス中の粉じん量	0.01 g/N m ³		

その他の設備	通風設備	押込送風機
	排風設備	誘引送風機
	助燃設備	灯油バーナ

軽微変更等の届出書に記載すべき事項

変更の内容	軽微な変更	ばいじんの一部について処分及び搬出を他者に委託	
	規則第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)	変更前	変更後
		焼却灰と分離し、加熱脱塩素化処理及びキレート薬剤を用いて安定化処理を行ったあと埋立処分	焼却灰と分離し、飛散及び流出しない構造で排出し、脱塩処理後、セメント原料として再利用するよう業務委託
届出日	平成12年7月27日	平成27年10月15日	

維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 処分した一般廃棄物の種類及び各月ごとの数量(焼却量)
2. 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項）及びその他測定に関する事項
 - (1) ダイオキシン類濃度
 - ・測定項目 排ガス中のダイオキシン類濃度
 - ・測定回数 2炉×1回/年
 - ・測定採取位置 バグフィルタ出口(煙突入口)
 - ・測定採取年月日
 - ・測定結果取得日
 - ・測定結果

- (2) ばい煙測定
 - ・測定項目 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素
 - ・測定回数 2炉×2回/年
 - ・測定採取位置 バグフィルタ出口(煙突入口)
 - ・測定採取年月日
 - ・測定結果取得日
 - ・測定結果
- (3) 焼却灰測定
 - ・測定項目 熱灼減量
 - ・測定回数 12回/年
 - ・測定採取年月日
 - ・測定結果
- (4) ごみ質分析
 - ・分析項目 種類組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量
 - ・分析回数 4回/年
 - ・分析採取月日

3. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

施設名称 五戸ごみ焼却施設
設置場所 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87
設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

五戸ごみ焼却施設は、広域化により施設を使用しなくなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、一般廃棄物処理施設休止の届け出をしています。

休止の年月日 平成 15 年 3 月 7 日

施設名称 十和田最終処分場
 設置場所 青森県十和田市大字切田字西大沼平1番地323
 設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
 問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画(設置又は変更の許可申請書等、軽微な変更等の届出書に記載すべき事項)

設置又は変更の許可申請書等に記載すべき事項

一般廃棄物処理施設の設置の場所	青森県十和田市大字切田字西大沼平1番地323	
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設(最終処分場)	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	昭和58年9月7日 青環第694号	
処理対象物廃棄物の種類	不燃ごみ、焼却灰および一部の可燃ごみ	
埋立地の面積及び埋立容量	面積 33,700 m ² 容量 368,000 m ³	
処理方式及び構造の概要	埋立方式	サンドイッチ方式とセル方式を併用
	埋立地の構造	準好気性埋立構造
設備の概要	囲い	門扉 1基(搬入道路入口) 立入禁止柵 2ヶ所
	表示	入口に表示看板を設置
	地滑り防止工又は沈下防止工	必要なし(下方より埋立)
	廃棄物流出防止工	土堰堤 延長約45m ^L 天端高12m ^H 天端巾6m ^W 法勾配1:2
	浸出液による汚染防止措置	しゃ水工
集水設備		ポラコン500φ×103m ^L カナドレン300φ×197m ^L , 150φ×495m ^L
浸出液処理設備		平均140m ³ /日,最大400m ³ /日 BOD400→20 S S 300→30

	地表水流入防止工	雨水流入防止堤および素堀側溝 350m ^L 側溝（道路側）U-300B×237m ^L
	外周仕切工	特になし
	腐食防止措置	特になし
	内部仕切工	特になし
	その他	湧水排水管 VP300φコンクリート巻 282m ^L

軽微変更等の届出書に記載すべき事項

変更の内容	軽微な変更	埋立期間変更	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第5条の4第1号から第5号まで（規則第5条の9において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更	変更前	変更後
		埋立期間 昭和59年8月 ～ 平成29年3月	埋立期間 昭和59年8月 ～ 令和14年3月
届出日	平成21年3月24日	平成28年8月10日	

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
2. 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - ・点検項目 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等
 - ・点検年月日
 - ・点検結果
 - ・擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合の措置を講じた年月日及び措置内容

3. 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

- ・点検項目 保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工
- ・点検年月日
- ・点検結果
- ・遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合の措置を講じた年月日及び措置内容

4. 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(1) ダイオキシン類濃度

- ・測定項目 放流水、地下水のダイオキシン類濃度
- ・測定回数 1回／年
- ・測定採取場所
- ・測定採取年月日
- ・測定結果取得日
- ・測定結果

(2) 放流水の水質検査

- ・測定項目及び回数 水素イオン濃度、BOD、COD、浮遊物質、窒素含有量【1回／月】
- ・排水基準等項目【1回／年】
- ・測定採取場所
- ・測定採取年月日
- ・測定結果取得日
- ・測定結果

(3) 地下水（2箇所以上）の水質検査

- ・測定項目及び回数 電気伝導率、塩化イオン物【1回／月】
- ・地下水等検査項目【1回／年】
- ・測定採取場所
- ・測定採取年月日
- ・測定結果取得日
- ・測定結果

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第四号リの規定に掲げる事項

- ・項目 残余埋立容量
- ・算出年月日

施設名称 五戸第二最終処分場
設置場所 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87
設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 小山田 久
問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画(設置又は変更の許可申請書等、軽微な変更等の届出書に記載すべき事項)

設置又は変更の許可申請書等に記載すべき事項

一般廃棄物処理施設の設置の場所	青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87	
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設(最終処分場)	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	平成4年5月12日 青生衛第296号	
処理対象物	不燃物+焼却残さ	
処理能力	埋立地の面積	114,592 m ²
	埋立地の埋立容量	61,680 m ³
放流水の水質	BOD : 10 mg/ℓ SS : 10 mg/ℓ	
放流の水量	30 m ³ /日	
埋立方法	サンドイッチ方式(廃棄物3m毎、覆土0.5m毎)	
施設の概要等	擁壁、堰堤等	逆T型擁壁 H=9.5m
	止水壁、遮水壁等	合成ゴムシート t=1.5 S=13,310 m ²
	雨水排除施設	外周U字溝 U240及びU360A
	汚水集水施設	有孔ヒューム管 φ500~φ300
	汚水処理施設	日処理量 30 m ³ /日 調整槽 1,150 m ³

	ガス排除施設	壑形集水管（V P φ 200） 2 基
	火災防止施設	該当なし
	その他	防災調整池（容量 169 m ³ ）

軽微変更等の届出書に記載すべき事項

変更の内容	軽微な変更	埋立期間変更	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第5条の4第1号から第5号まで（規則第5条の9において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更	変更前	変更後
		埋立期間 平成6年7月 ～ 平成29年3月	埋立期間 平成6年7月 ～ 令和14年3月
届出日	平成21年3月24日	平成28年8月10日	

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
2. 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - ・点検項目 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等
 - ・点検年月日
 - ・点検結果
 - ・擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合の措置を講じた年月日及び措置内容
3. 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
 - ・点検項目 保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工
 - ・点検年月日
 - ・点検結果
 - ・遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合の措置を講じた年月日及び措置内容

4. 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(1) ダイオキシン類濃度

- ・測定項目 放流水、地下水のダイオキシン類濃度
- ・測定回数 1回／年
- ・測定採取場所
- ・測定採取年月日
- ・測定結果取得日
- ・測定結果

(2) 放流水の水質検査

- ・測定項目及び回数 水素イオン濃度、BOD、COD、浮遊物質量、窒素含有量【1回／月】
- ・排水基準等項目【1回／年】
- ・測定採取場所
- ・測定採取年月日
- ・測定結果取得日
- ・測定結果

(3) 地下水（2箇所以上）の水質検査

- ・測定項目及び回数 電気伝導率、塩化イオン物【1回／月】
- ・地下水等検査項目【1回／年】
- ・測定採取場所
- ・測定採取年月日
- ・測定結果取得日
- ・測定結果

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第四号リの規定に掲げる事項

- ・項目 残余埋立容量
- ・算出年月日